

「奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則」 等の一部改正について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化される等の変更があったことに伴い、関係する規則等の改正を行うもの。

1. 奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則

○ 学校運営協議会設置の決定権限について

(1) 変更点

現状：明確な規定なし

→ 変更後：教育委員会議決事項（教育長への権限委任不可事項）

(2) 教育委員会議決事項とする理由

- ・法律上、学校運営協議会は「教育委員会が設置する」となっているため。

2. 奈良県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規程

○ 学校運営協議会委員の委嘱及び解嘱の権限について

(1) 変更点

現状：教育委員会議決事項（教育長への権限委任不可事項）

→ 変更後：教育長専決事項

- ・法律上、委員は「教育委員会が任命する」となっているが、以下の点を踏まえ、現状議決事項となっている「社会教育委員その他の法令又は条例規則に基く各種委員の委嘱及び解嘱」のうち、学校運営協議会委員の委嘱及び解嘱に関してのみ、教育長専決事項とする。

(2) 教育長専決事項とする理由

- ① 今回の法改正により、学校運営協議会の円滑な運営を目的に、委員の任命にあたっての校長意見申出権が明記されたことから、基本的に委員の委嘱又は任命については協議会設置学校の校長の意向を尊重する必要があるため。
- ② 設置の努力義務化（将来的には義務化の予定）により今後設置校数が増加するため、教育委員会の議決を待っての委員の委嘱とすると、委員交代の手続が遅れ、学校運営協議会の運営に支障が出るため。

3. その他

- ・公布及び施行は「奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則」と同日に行う（次回の設置及び委員委嘱案件から適用）。

奈良県教育委員会教育長訓令第 号

教育委員会事務局

奈良県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規程（昭和五十三年七月奈良県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年 月 日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

第二条第一項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

- 三 規則第二条第九号に掲げる事項のうち奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成二十八年五月奈良県教育委員会規則第二号）第五条第二項に規定する学校運営協議会の委員の委嘱及び同規則第十四条第一項に規定する学校運営協議会の委員の解嘱

奈良県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規程の一部を改正する訓令（案）
新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（専決事項） 第二条 略 一及び二 略</p> <p>三 規則第二条第九号に掲げる事項のうち奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成二十八年五月奈良県教育委員会規則第二号）第五条第二項に規定する学校運営協議会の委員の委嘱及び同規則第十四条第一項に規定する学校運営協議会の委員の解嘱</p> <p>四 規則第二条第十九号に掲げる教育委員会表彰に関する事項（ただし、軽易なものに限る。）</p> <p>五 規則第二条第二十二号から第二十五号までに掲げる事項</p>	<p>（専決事項） 第二条 略 一及び二 略</p> <p>三 規則第二条第十九号に掲げる教育委員会表彰に関する事項（ただし、軽易なものに限る。）</p> <p>四 規則第二条第二十二号から第二十五号までに掲げる事項</p>